

尾張旭市選挙管理委員会（平成27年第1回）会議録

- 1 開催日時
平成27年1月8日（木）
開会 午前10時
閉会 午前10時58分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 庁議室
- 3 出席委員
委員長 水野紀彦
委員 谷口紀樹、玉置民夫、松原克代
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 木上恒夫、次長兼係長 田中健一、書記 木村幸広、
書記 永谷尚子
- 7 議題
 - 第1号議案 選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所の指定について
 - 第2号議案 選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について
 - 第3号議案 ポスター掲示場設置場所の決定について
 - 第4号議案 投票所の指定について
 - 第5号議案 期日前投票所の指定について
 - 第6号議案 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について
 - 第7号議案 期日前投票所の投票立会人の選任について
 - 第8号議案 投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について
 - 第9号議案 開票の場所及び日時の決定について
 - 第10号議案 開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について

8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから第1回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、平成27年2月1日執行の愛知県知事選挙関係の議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いいたします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。前回ほかの会議録につきまして、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>それでは前回ほか会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。</p> <p>第1号議案「選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所の指定について」、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案「選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所の指定について」、ご説明いた</p>

	<p>します。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第23条の規定により、市の選挙管理委員会は指定した場所において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供しなければならないとされておりますので、愛知県知事選挙の選挙時登録における選挙人名簿の縦覧場所を尾張旭市役所に定めようとするものでございます。</p> <p>第1号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第1号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>他にご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第1号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第1号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第2号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」、ご説明いたします。</p>

	<p>この案につきましては、公職選挙法施行令第17条の規定により、市の選挙管理委員会は、名簿登録者が市の区域内の他の投票区の区域に住所を移したこと（すなわち市内転居）を知ったときは、登録の移替えをしなければならないとされておりますが、愛知県知事の任期満了による選挙の場合、任期が終わる日の前60日から選挙期日まではその登録の移替えを延期することができるかと規定されています。この登録の移替えを平成27年1月9日から2月1日までの移動分について、延期しようとするものでございます。</p> <p>第2号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第2号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>他にご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第2号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第2号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第3号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」、事務局から説明願います。</p>

事務局	<p>では第3号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第144条の2第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、都道府県知事の選挙においてはポスター掲示場を設けなければならないとされており、同条第3項の規定により、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置することになっております。</p> <p>設置数につきましては、公職選挙法施行令第111条の規定により、直近の一つ前の選挙人名簿登録、今回でいいますと9月の定時登録の選挙人名簿登録者数と投票区の面積によって、投票区ごとの設置数を定めることになっております。本市の投票区は霞ヶ丘投票区が選挙人名簿登録者数1,000人未満、投票区の面積2㎢未満に該当するため、同条の基準により1投票区あたり5箇所、その他の21投票区は、選挙人名簿登録者数が1,000人以上5,000人未満、投票区の面積は4㎢未満に該当するため、同条の基準により1投票区あたり7箇所、21投票区で147箇所になります。合計152箇所のポスター掲示場の設置を行うことになり、一覧表のとおり定めようとするものでございます。</p> <p>なお、前回の衆議院議員総選挙からの変更点はございません。</p> <p>第3号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第3号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員長	<p>青焼き図面を示していただけませんか。</p>

事務局	(図面配付)
委員長	<p>他にご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第3号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第3号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第4号議案「投票所の指定について」、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは第4号議案「投票所の指定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、尾張旭市公職選挙管理規程により定められた22の投票区の投票所を下表のとおり指定しようとするものでございます。前回からの変更はございません。</p> <p>第4号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第4号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員	稲葉投票区は、前回から投票所を多世代交流館に変更しましたが、選挙人から何か意見等ありましたか。

書記長	数人の地元の方が変更前の投票所である稲葉保育園に行かれたようですが、特に大きなトラブルはございませんでした。
委員長	他にご質問等ないようですので、第4号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第4号議案は可決されました。 続きまして、第5号議案「期日前投票所の指定について」、事務局から説明願います。
事務局	第5号議案「期日前投票所の指定について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第48条の2第3項の読替規定による同法第39条の規定により、期日前投票所に尾張旭市役所を指定しようとするものでございます。 第5号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第5号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員	市役所1階ロビーを今後も期日前投票所としていきますか。

書記長	<p>変更当初は、2階に行かなくて済み、良かったという意見と、1階はうるさいという意見の両方ありましたが、市民に受け入れられたようです。</p>
委員	<p>1階だと見通しが悪いという意見はありませんでしたか。</p>
書記長	<p>ロビーで行う物販との棲み分けが難しいところです。 今後の市民会館廃止を控え、ロビーの期日前投票所をそのまま中部投票区の投票所にすることも考えておるところです。</p>
委員	<p>ダブル選挙の場合などでも、広さは十分に取れますか。</p>
書記長	<p>ダブル選挙の場合、今よりも多少スペースを広げなければならぬと思いますが、期日前投票で1日1,500人あたり受け入れている実情がございますので、やれると思います。</p>
委員長	<p>愛知県からも言われていると思いますが、コンビニや大型スーパーに期日前投票所を設けるという案はいかがでしょうか。</p>
書記長	<p>本市はコンパクトな街で、市役所の周辺もいろいろ揃っておりますので、現状の方法が一番良いのではないかと思います。 また、以前は市内にバスが通っておりませんでしたので、市役所に行きづらいとの苦情もあったかと思いますが、現在では</p>

	<p>バスも運行されるようになりましたので、その点はクリアされたと思います。</p> <p>もし、今後スーパー等に期日前投票所を設けるとすれば、市内大手スーパー等が考えられるところです。</p>
委員長	<p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第5号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第5号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第6号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では第6号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第2項の読替規定による同法第37条の規定により、期日前投票所の投票管理者を、選挙権を有する者の中から、公職選挙法施行令第24条の規定により、その職務を代理すべき者を当該選挙の選挙権を有する者の中から、市の選挙管理委員会が選任することになっております。従いまして、期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を別紙一覧のとおり選任しようとするもので</p>

	<p>ございます。</p> <p>投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者、職務代理者は選挙管理委員会の次長相当職以上の者を選任してございます。</p> <p>第6号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第6号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第6号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第6号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第7号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>では第7号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第2項の読替規定による同法第38条の規定により、市の選挙管理委員会</p>

	<p>は、期日前投票所において、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任しなければならないとされており、このため、期日前投票所の投票立会人を次ページ以降の一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>第7号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第7号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>他にご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第7号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第7号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第8号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>第8号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。</p>

	<p>この案につきましては、公職選挙法第175条第3項の規定により、投票所内の氏名掲示の掲載の順序は、市の選挙管理委員会がくじで定める順序によるとされています。このため、愛知県知事選挙の投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじの場所を尾張旭市役所、日時を告示日である平成27年1月15日の午後6時と定めようとするものでございます。</p> <p>第8号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第8号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	<p>他にご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第8号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第8号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第9号議案「開票の場所及び日時の決定について」、事務局から説明願います。</p>
事務局	第9号議案「開票の場所及び日時の決定について」、ご説明

	<p>いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第63条及び第64条の規定により、開票の場所を市の選挙管理委員会が指定した場所に設けることとなっているため、愛知県知事選挙の開票場所を尾張旭市民会館大ホール、日時を平成27年2月1日、午後9時と定めようとするものでございます。</p> <p>第9号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第9号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	<p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第9号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第9号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第10号議案「開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、事務局から説明願います。</p>
事務局	第10号議案「開票立会人を定めるために行うくじの場所及

	<p>び日時の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第62条の規定により、公職の候補者は、開票立会人となるべき者を1人定めて、選挙の期日前3日までに市の選挙管理委員会に届け出ることができるとされており、その立会人が10人を超えるときは、市の選挙管理委員会がくじで定めた10人とするようになっております。このため、愛知県知事選挙の開票立会人を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を平成27年1月29日の午後6時に定めようとするものでございます。</p> <p>なお、開票立会人の届出は1月29日の午後5時までとなっております。</p> <p>第10号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第10号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>他にご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第10号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第10号議案は可決されました。</p>

	<p>本日の議題は、これですべて終了しましたが、事務局から何かありますか。</p>
書記長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市議選立候補予定者説明会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 場所等を説明 ・ 開催日について相談 →準備等も踏まえ、平成27年2月25日（水）に実施することです承を得た。 ○ 直接請求 <ul style="list-style-type: none"> 早期の署名簿提出に向けて活動されている。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次回日程確認 <ul style="list-style-type: none"> 平成27年1月14日（水）午前10時から 庁議室 平成27年1月15日（木）午後6時から 203会議室
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>